

地域集会所整備費補助金の活用例

町内会等が、地域集会所の「新築・建替え・改修・トイレの水洗化及び洋式化」の整備を行う場合に、八戸市ではその費用の一部を補助しております。

◆ 補助金活用例① **－老朽化に伴う改修－**

集会所の老朽化が進んでいるため、屋根及び外壁の塗装や、室内の改装工事を実施したい。

工事内容

- 屋根及び外壁の全面塗装
- ホール、和室及び台所の内装工事
- 全室の照明器具をLED化

工期

- 3か月

補助金額

- 200万円 = 工事費 400万円 × 1/2
(残り 1/2 の工事費については、町内会で負担した)

⇒ 集会所の快適性が向上し、より一層地域の交流拠点として活用することが可能となった。

改修前



改修後



LED化



◆ 補助金活用例② **－トイレの水洗化－**

集会所のくみ取り式トイレを水洗化したい。

工事内容

- ・ 既存トイレの内部解体及び処分
- ・ 給排水設備工事、電気工事
- ・ 公共下水道接続工事

工期

- ・ 1か月

補助金額

- ・ 150万円 = 工事費 300万円 × 1/2
(残り 1/2 の工事費については、町内会で負担した)



⇒ トイレの衛生化により、利便性が向上した。

◆ 補助金活用例③ **－トイレの洋式化－**

集会所の利便性を図るために、トイレを洋式化したい。

工事内容

- ・ 解体造作工事及び給排水設備工事等

工期

- ・ 1か月

補助金額

- ・ 25万円 = 工事費 50万円 × 1/2
(残り 1/2 の工事費については、町内会で負担した)



⇒ 生活様式の変化に対応したトイレを整備し、高齢者や子供の利用に配慮した集会所となった。

※ 補助金についての相談は？

補助金の交付にあたっては、八戸市との事前協議が必要になります。

補助金交付の要件や工事内容、着工時期等について、打合せを行うこととなりますので、必ず事前にご相談ください。

(問い合わせ先)
八戸市福祉部福祉政策課
指導監査グループ
電話：0178-43-9294